

学会賞候補者選考委員会規程

2002年3月18日 制定

2022年11月30日 改定

(総則)

第1条

一般社団法人日本計算工学会の表彰委員会規程第5条に定める学会賞候補者選考委員会は、本規程により運用する。

(任務)

第2条

学会賞候補者選考委員会は、論文賞、技術賞、論文奨励賞、技術奨励賞、博士論文賞の受賞候補者を選考し、表彰委員会に推薦する。

(構成)

第3条

学会賞候補者選考委員会は学界側副会長と下記部会の部会長から構成され、学界側副会長が委員長を務める。

(部会)

第4条

論文賞および論文奨励賞の受賞候補者の選考は、学会賞候補者選考委員会の下に論文部会を設置して行う。

第5条

技術賞および技術奨励賞の受賞候補者の選考は、学会賞候補者選考委員会の下に技術・作品部会を設置して行う。

第6条

博士論文賞の受賞候補者の選考は、学会賞候補者選考委員会の下に博士論文部会を設置して行う。

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(実施)

第8条

本規程は、2002年3月18日から実施する。

附則

2002年3月18日 制定

2002年5月14日 改定

2007年4月1日 改定

2015年7月24日 改定

2017年1月30日 改定

2021年1月20日 改定

2021年3月16日 改定

2022年11月30日 改定

以上